

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定の失効

(業務水道課)

ページ

号外(一) 令和五年三月十七日

告示

岐阜県告示第百五十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 N-(四フルオロフェニル)-N-(1-(2-フェニルエチル)ピペリジン

・四イル)フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類

(通称 para-Fluorofuranylfentanyl、四F-furanylfentanyl、四F-Fu-F)

2 N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類

(通称 MET)

3 (HR)-N-N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9-10-ジヒ

ドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

(通称 V-LSD)

4 1-(1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル)ピロリジン及びその塩類

(通称 3-Me-PCPY、3-methyl-PCPY、3-Merolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日
令和五年三月二十日

令和五年三月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社